

茨木市彩都東部地区C区域 土地区画整理組合

創刊号

会報誌



深秋の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、9月30日に茨木市より組合設立認可を受け、10月23日に第1回(設立)総会を開催しましたところ、37名の組合員が出席(出席者21名、委任状16名)し、福岡洋一茨木市長から祝辞をいただくなど、盛大に執り行われました。

全ての議題について審議・可決され、組合の役員は、準備組合の役員を中心に右表のとおり決定いたしました。

また、業務代行者は、これまで事業化検討パートナー、業務代行予定者として関わってきた「清水建設(株)、(株)日本エスコン、住友商事(株)」に決定いたしました。

工事につきましては、準備工事等に着手させていただき、ボーリング調査等を経まして、本格着工を行いたいと考えております。

今後は、皆様の換地を決める準備として、地権者の皆様に土地利用の最終意向を確認させていただいた上で換地設計を進め、来年半ばには仮換地指定を行う予定です。

地権者の皆様にはご都合を確認の上、ご訪問させていただき、土地利用の最終意向確認をさせていただきます。

表 役員一覧(敬称略)

役職	役員氏名
理事長	上久保 功
副理事長	久保 節男
副理事長	(株)土方商店 代表取締役 土方 慶之
理事	辰見 和夫
理事	速水 清
理事	尾崎 達哉
監事	木村 雅夫
監事	岸田 泰彦



役員集合写真

上久保理事長就任あいさつ

準備組合から引き続き理事長をさせていただくことになりました上久保でございます。

役員、事務局が一丸となってC区域の土地区画整理事業を進めていきたいと思っておりますので、組合員の皆様におかれましては益々より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。



第1回（設立）総会の様子

第1回（設立）総会の内容

- 報告事項第1 組合設立認可までの活動経過報告について
承認事項第1 組合設立認可までに要した費用について
議案第1号 役員選挙（選任）について
議案第2号 定款内容の一部変更について
議案第3号 諸規程の制定について
議案第4号 業務代行者の決定及び業務代行委託契約を別途締結することについて
議案第5号 預入金融機関の指定について
議案第6号 令和3年度経費収入支出予算について
議案第7号 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法について
その他 今後の予定について



茨木市長あいさつ



議案審議の様子

総会後の手続きについて

今後は、事業の円滑な推進を図るため、下記の手続きを行います。

- ①役員及び組合印の届出（茨木市へ届出を速やかに行います）
- ②法務局への届出（大阪法務局北出張所へ事業区域等の届出を速やかに行います）
- ③業務代行契約の締結
- ④組合現場事務所の設置（工事事務所・事務局）
- ⑤権利申告及び土地の実測申請（小作権、賃借権がある場合、また独立行政法人都市再生機構から通知された実測図に疑問がある場合は、事務局に申し出てください。）

地権者の皆様へ

組合が設立されたことによって、下記の制限が生じますので、ご注意の程よろしくお願いたします。

(1)建築行為等の制限について

土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の規定により、組合設立認可の公告のあった日から、換地処分の公告の日までは、この条文の適用を受けることとなります。

下記に該当する行為を行う場合は、本組合の意見を聞き市長の許可を受ける必要があります。

許可申請時期は、一般の建築確認申請の提出前となっています。

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- ③政令で定める移動の容易でない（重量が5トンを超える）物件の設置若しくは堆積

(2)土地の権利異動の届出について

施行地区内の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物等の権利に異動を生じた場合には、土地区画整理法第85条及び本組合定款第60条の規定により、権利者は関係書類を添えて本組合に提出が必要となります。

ご不明な点については、下記にお問い合わせくださいませ。

【お問い合わせ先】

清水建設株式会社 関西支店土木営業部
組合事務局（担当：清野、藤岡）
TEL：(06)6263-2076（直通）